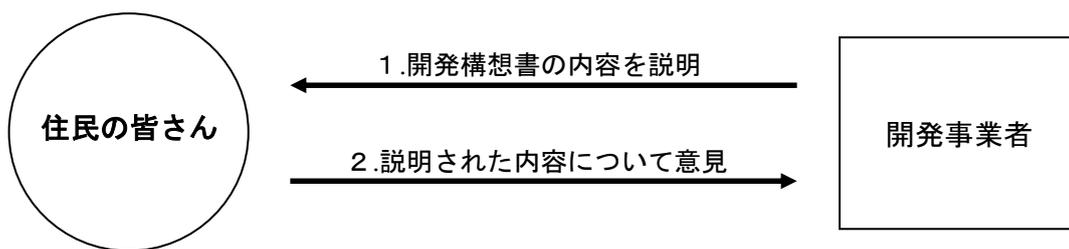


開発事業の説明を受ける住民の皆さんへ

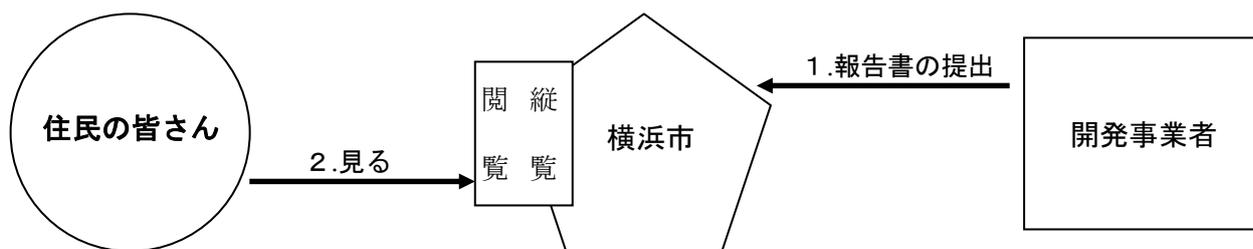
開発事業の調整等に関する条例で、開発事業区域の周辺の住民の皆さんに関係する手続は、次のとおりです。

① 開発構想書の内容について意見を言うことができます。



開発事業者が説明を行った開発構想書の内容に対して、開発事業者に対して意見を言うことができます。その場合は、別紙の「意見書」に必要事項と意見を書き、その意見を手渡し又は郵送のいずれかの方法で、開発事業者まで提出してください。提出期間は、開発事業者が行う説明が終了した日から数えて10日以内（郵送の場合は消印有効）です。（開発事業者が行う戸別訪問や説明会の場で意見を言う場合には、書面での提出は必要ありません。）

② 開発事業者は、説明の状況などを横浜市に報告し、住民の皆さんは横浜市が縦覧・閲覧している報告書を見ることができます。



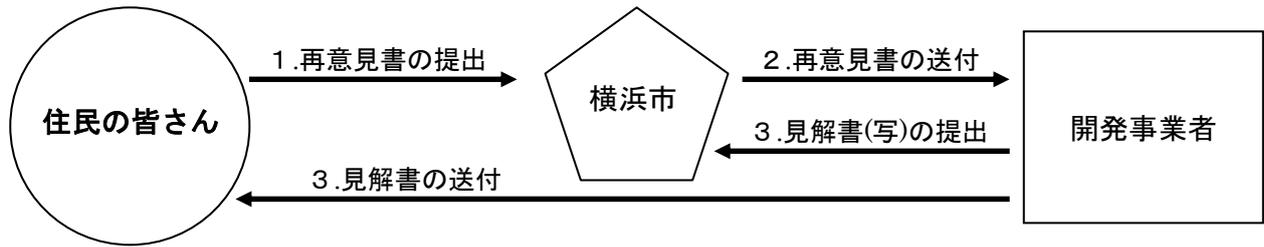
住民の皆さんへ説明が終わった開発事業者は、説明の状況、説明で出た意見、その意見に対する開発事業者の見解を示した開発事業説明状況等報告書を横浜市へ提出します。横浜市は開発事業説明状況等報告書の提出を受けた日から数えて10日間縦覧を行います。（縦覧が終わった後は閲覧に供します。）住民の皆さんは、開発事業者が提出した開発事業説明状況等報告書を横浜市の下記の窓口※₁で見ることができます。

建築局 情報相談課	縦覧・閲覧
建築局 中高層調整課※ ₂	縦覧・閲覧
その区を所管する区役所	閲覧

※₁ 各窓口の連絡先は裏面をご覧ください。

※₂ 開発行為を伴わない大規模共同住宅の建築に限ります。

③ 縦覧されている開発事業説明状況等報告書の内容について意見を言うことができます。(特定大規模開発事業の場合に限ります。)



説明が行われた開発事業が、特定大規模開発事業である場合は、②の開発事業説明状況等報告書に書かれた開発事業者の見解などについて、意見を言うことができます。

意見をいう場合は、縦覧を行っている場所に用意してある「再意見書」に必要な事項と意見を書いて、横浜市に持ち込み、郵送のいずれかの方法で、横浜市に提出してください。提出期間は、開発事業者が開発事業説明状況等報告書を横浜市に提出した日から数えて10日以内(郵送の場合は消印有効)です。

(いただいた「再意見書」は、横浜市から開発事業者に届けられ、開発事業者はこの意見に対しての見解を書面で返すことになります。)

○ 補足説明

● 開発事業とは、次の行為をいいます。

開発事業の種類	対象となる規模
開発行為 斜面地開発行為 宅地造成	市街化区域：開発事業区域面積 500 m ² 以上 市街化調整区域：全て
大規模な共同住宅	商業系用途地域：住戸数 200 戸以上 その他用途地域：住戸数 100 戸以上
市街化調整区域の建築	開発事業区域面積 3,000 m ² 以上

● 特定大規模開発事業とは、次のいずれかに該当する開発事業をいいます。

- ・市街化区域で開発事業区域面積が 5,000 m²以上の開発事業
- ・市街化調整区域で開発事業区域面積が 3,000 m²以上の開発事業
- ・大規模な共同住宅の建築（商業系用途地域 200 戸以上、その他用途地域 100 戸以上）

● 特定大規模開発事業か、その他の開発事業かで説明範囲及び説明方法が変わります。

	特定大規模開発事業	その他の開発事業
説明範囲	開発事業区域から 50m以内	開発事業区域から 15m以内
説明方法	説明会の開催	戸別訪問か説明会の開催のいずれか

○ 詳細は、次のチェックが付いている部署にお問い合わせください。

	担当部署	電話番号
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課 指導担当	210-9813~9815・9817
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課 指導担当	210-9895・9896
<input type="checkbox"/>	建築局 中高層調整課	671-2350・2351